・860MHz から 890MHz まで
・890MHz から 898MHz まで
・898MHz から 901MHz まで
・901MHz から 915MHz まで
・915MHz から 925MHz まで
・925MHz から 1,427.9MHz まで
・1,427.9MHz から 1,452.9MHz まで
・1,452.9MHz から 1,475.9MHz まで
・1,475.9MHz から 1,500.9MHz まで
・1,500.9MHz から 1,749.9MHz まで
・1,749.9MHz から 1,784.9MHz まで
・1,784.9MHz から 1,844.9MHz まで
・1,844.9MHz から 1,879.9MHz まで
・1,879.9MHz から 1,884.5MHz まで（離調周波数 2.25MHz 以上）
・1,919.6MHz から 1,920MHz まで（離調周波数 2.25MHz 以上）
・1,920MHz から 1,980MHz まで（離調周波数 2.25MHz 以上）
・1,980MHz から 2,010MHz まで
・2,010MHz から 2,025MHz まで
・2,025MHz から 2,110MHz まで
・2,110MHz から 2,170MHz まで
・2,170MHz から 10GHz まで

ウ　搬送波又は不要発射電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波又は不要発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	ＰＨＳ帯域内は１ms、ＰＨＳ帯域外は５ms。ただし、１チャネルで二の通信を同時に行う場合は 10ms とする。
掃引モード	単掃引
トリガ	外部トリガ

エ　２波同時に送信する機能を有する試験機器等により２波同時に送信して不要発射を測定する場合は、スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	４⑵及び⑶に示す周波数
掃引周波数幅	１MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	10kHz
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近
データ点数	400 点以上
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

オ　広帯域検波器は、試験機器の送信に同期したトリガ信号をスペクトル分析器に供給するものである。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式と送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のスロットを連結するものは、１スロット送信に固定する。

⑷　２波同時に送信する機能を有する試験機器等により２波同時に送信して測定する場合は、２波の周波数間隔を 1.5MHz とする。ただし、搬送波抑圧フィルタを使用する場合は、スペクトル分析器のダイナミックレンジと搬送波抑圧フィルタ等の特性との関係で決定する。

4　測定操作手順

⑴　⑵以外の試験機器の場合

ア　ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合

(ｱ)　スペクトル分析器の設定を２⑴ウとし、搬送波の電力を測定する。この場合は、搬送波のバースト区間の平均値を測定値とする。

(ｲ)　スペクトル分析器の設定を２⑴イとし、不要発射を探索する。この場合は、搬送波±996kHz の範囲を探索範囲から除外する。

(ｳ)　搬送波±２MHz の範囲を除く狭帯域デジタルコードレス帯域内において検出した不要発射の電力値に 10dB を加えた値が十八の項に規定する基準値以下の場合及び狭帯域デジタルコードレス帯域外において検出した不要発射の電力値が十八の項に規定する基準値以下の場合は、検出した電力値に 10dB を加えた値を測定値とする。

(ｴ)　搬送波±996kHz の範囲を除く搬送波±２MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値以下の場合は、検出した電力値に 15dB を加えた値を測定値とする。

(ｵ)　搬送波±２MHz の範囲を除く狭帯域デジタルコードレス帯域内において検出した不要発射の電力値に 10dB を加えた値が十八の項に規定する基準値を超えた場合又は狭帯域デジタルコードレス帯域外において検出した不要発射の電力値が十八の項に規定する基準値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を２⑴ウとし、次のように測定する。

Ａ　スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を 100MHz、５MHz、１MHz と順次狭くして、不要発射周波数を求める。また、狭帯域デジタルコードレス帯域外の測定において、必要に応じ搬送波抑圧フィルタを使用する。

Ｂ　スペクトル分析器の設定を２⑵ウとする。

Ｃ　不要発射周波数が狭帯域デジタルコードレス帯域内にある場合は、バースト区間内（625μs）の電力平均値を測定値とする。

Ｄ　不要発射周波数が狭帯域デジタルコードレス帯域外にある場合は、全時間の電力平均値を測定値とする。ただし、基本波のバースト周期に同期した不要発射の場合は、バースト区間内の電力平均値を測定値とする。

(ｶ)　搬送波±996kHz の範囲を除く搬送波±２MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値を超えた場合は、搬送波及び検出した不要発射のうちで最も大きい不要発射の周波数を中心周波数として、⑵の場合と同様に隣接チャネル漏えい電力と同様の方法で測定し、その値を測定値とする。